

以上のとおり、当社の行為は、保険法第25条第1項に基づく正当な権利行使であって、貴殿ご主張の「保険者（貴社）と加害者が共謀した不正な利得目的」によるものなどでは決してありません。同様に、当職の通知書に記載した内容は、「保険者の利得を確保する為に、個人情報等を第三者に提供等、無断で自由に利用できる」としたなどというものでないことも明確であります。

以上本書面をもってご回答申し上げます。

この郵便物は平成 28. 年 10. 月 12 日
第 74355号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



18-2A